別表（第４条，第13条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 委員会等名 | 組　　　織 | 審　議　事　項 | 主管ｸﾞﾙｰﾌﾟ名 |
| 運営委員会 | (1) キャンパス長(2) 教育研究評議会評議員(3) 各専攻から推薦された者各１人(4) 事務長(5) 事務職員のうちからキャンパス長が指名する者　１人 | (1) 将来計画に関する事項(2) 教員人事に関する事項(3) 予算及び決算に関する事項(4) 諸規則の制定及び改廃に関する事項(5) 施設・設備に関する事項(6) 宿舎に関する事項(7) その他岩見沢校の運営に関して必要な事項 | 総務グループ |
| 入学試験委員会 | (1) キャンパス長(2) 芸術・スポーツビジネス専攻から推薦された者１人(3) 音楽文化専攻，美術文化専攻及びスポーツ文化専攻から推薦された者各２人(4) 事務長 | (1) 大学入学共通テストの実施に関する事項(2) 入学者選抜に関する事項(3) 教育の質保証に関する事項のうち学生受入に関する事項(4) その他入学試験に関する事項 | 教育支援グループ |
| カリキュラム委員会 | (1) 教育研究評議会評議員のうちから１人(2) 芸術・スポーツビ ジネス専攻から推薦された者１人(3) 音楽文化専攻，美術文化専攻及びスポーツ文化専攻から推薦された者各２人 | (1) 教育課程の編成及び履修基準の作成並びに授業に関する事項(2) 学生の入学，編入学，転入学，再入学，休学，復学，退学，留学，転校，転課程，転学及び卒業等に関する事項(3) 教育職員免許状の取得に関する事項(4) 研究生，科目等履修生及び特別聴講学生に関する事項(5) 教育の質保証に関する事項のうち教育課程に関する事項(6) その他教務に関する事項 | 教育支援グループ |
| 学生支援委員会 | (1) 教育研究評議会評議員のうちから１人(2) 各専攻から推薦された者各１人(3) 事務長 | (1) 学生支援の調査研究に関する事項(2) 学生団体，課外活動及び学生生活に関する事項(3) 学生の奨学に関する事項(4) 学生寮に関する事項(5) 教育の質保証に関する事項のうち学生支援に関する事項(6) その他学生に関し必要な事項 | 教育支援グループ |
| 教育実習委員会 | (1) 教育研究評議会評議員のうちから１人(2) 音楽文化専攻，美術文化専攻及びスポーツ文化専攻から推薦された者各２人(3) キャンパス長が委嘱する教員　１人 | (1) 教育実習の運営方針に関する事項(2) 教育実習の実施計画に関する事項(3) 教育実習の指導及び評価に関する事項(4) へき地教育実習に関する事項(5) 介護等体験実習に関する事項(6) 教育実習前ＣＢＴの実施に関する事項(7) その他教育実習に関する事項 | 教育支援グループ |
| 情報システム運用委員会 | (1) キャンパス長(2) 事務長(3) キャンパス長が指定する者　若干人 | (1) 部局情報システムの運用，各種問題に対する処置に関する事項(2) 部局情報システムの構成，技術的問題に対する処置に関する事項(3) その他部局情報システムに関する事項 | 財務グループ |
| 自己点検評価・ＦＤ委員会 | (1) 各専攻から推薦された者各１人 | (1) 自己点検評価の方法及び実施に関する事項(2) 教育研究活動改善（ファカルティ・ディベロップメント，以下「ＦＤ」という。）に係る調査及び研究に関する事項(3) 授業評価に関する事項(4) ＦＤに係る授業公開及び講演会等に関する事項(5) その他自己点検評価及びＦＤに関して必要な事項 | 総務グループ教育支援グループ |
| 広報委員会 | (1) 芸術・スポーツビジネス専攻から推薦された者１人 (2) 音楽文化専攻，美術文化専攻及びスポーツ文化専攻から推薦された者各２人 (3) 事務長 | (1) 広報に関する事項（学生募集に関するものを含む。)(2) ホームページの管理運用に関する事項(3) その他広報に関して必要な事項 | 広報・地域連携グループ |
| キャリアセンター岩見沢校センター | (1) 教育研究評議会評議員のうちから１人(2) 各専攻から推薦された者各１人(3) 副センター長（センター長：(2)の教員による互選)（副センター長：２人置くこととし，１人は(2)の教員による互選とし，もう１人は，(3)の者) | (1) キャリアセンター規則第９条各号に規定する事項(2) 教育の質保証に関する事項のうちキャリア支援に関する事項(3) その他本校の就職支援に関する事項 | 教育支援グループ |
| 国際交流・協力センター岩見沢校センター | (1) 国際交流・協力センター規則第７条第２項に規定するセンター長(2) 各専攻から推薦された者各１人((2)に規定する者は，(1)に規定する者が所属する専攻を除く専攻から推薦された者各１人とする。) | (1) 国際交流・協力センター規則第４条各号に規定する事項(2) 教育の質保証に関する事項のうち留学生支援に関する事項(3) その他本校の国際交流・協力に関する事項 | 総務グループ教育支援グループ |
| 研究倫理委員会 | (1) 芸術・スポーツビジネス専攻から推薦された者１人(2) 音楽文化専攻又は美術文化専攻から推薦された者１人(3) スポーツ文化専攻から推薦された者　２人 | (1) 研究の実施に係る計画の審査に関する事項(2) その他本校の研究倫理に関する事項 | 教育支援グループ |
| 備考この表において「各専攻」とは，芸術・スポーツビジネス専攻，音楽文化専攻，美術文化専攻及びスポーツ文化専攻をいう。 |